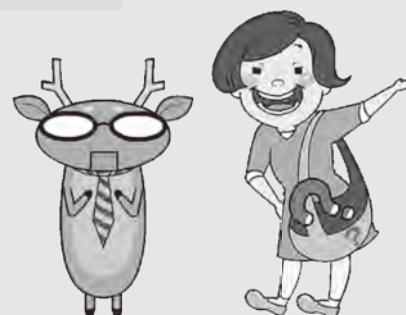


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 129 9月号

北海道立
消費生活センター



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



ひまわり畑（北竜町）

主な内容

特商法・預託法が改正されました……………2	くらしのセミナー……………4
9月は防災月間……………3	〈相談事例〉情報商材のトラブル……………5
自宅売却トラブルに注意……………3	ビタミンC量の表示がある飴のテスト…6、7
今年もカルチャーナイト……………4	展示コーナーをリニューアル……………8

特商法・預託法が改正されました

消費者保護に向け規制強化

消費者被害の多い訪問販売や通信販売などの悪質商法から消費者を守るため、今年6月に特定商取引法と販売預託法が改正されました。消費者保護には大きな前進です。急増する「詐欺的な定期購入商法」や、「送り付け商法」への規制が強化され、深刻な被害を及ぼしてきた「販売預託商法」は原則禁止となります。一方で、契約書面の電子交付が可能となります。今回の法改正のポイントを整理しました。

身に覚えのない商品は直ちに処分

すでに施行されたのは、「送り付け商法」対策です。「注文していないマスクが届いた」といった身に覚えのない商品を一方的に送り付け、代金を請求する手口（ネガティブ・オプション）は、道立消費生活センターにも多くの相談が寄せられてきました。受け取った消費者は、これまでは14日間（引き取り請求後は7日間）、保管する必要がありましたが、7月6日からは直ちに処分できるようになりました。



商品を開封したり、処分しても支払いは不要です。事業者から代金を請求されても応じる必要はありません。金銭を支払った場合は返還請求できるので、居住地の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

詐欺的な定期購入商法禁止

「初回無料」などとうたい、2回目以降に高額な代金を請求する「詐欺的な定期購入商法」は、コロナ禍の「巣ごもり生活」を受けて被害が急増しています。ダイエットサプ

メントや健康食品などの通信販売に多く、定期購入の条件や総支払額などが分かりにくい箇所に記載されていたり、定期購入ではないと誤認させる表示が横行し、「お試しのつもりだったのに」といった相談が後を絶ちません。



今回の法改正で、定期購入であることを明示しなかったり、誤認させる表示をした事業者は、行政処分のほかに刑事罰（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）に処せられます。消費者が不正な表示を見て契約した場合は、契約を解除できるようになります。

販売預託は原則禁止

預託法の改正により、豊田商事事件やジャパンライフ事件など道内でも多くの消費者被害を出してきた販売預託商法（オーナー商法）は原則禁止となります。これまでは、貴金属やゴルフ会員権など規制対象を限定していましたが、今後は原則として勧誘や契約自体が禁止です。例外的に認める場合は、厳格な手続きを経て消費者庁が個別に確認します。

すでに実施されている送り付け商法を除く規制強化は、いずれも1年以内の施行です。

契約書の電子化

消費者が承諾すれば契約書面を電子メールなどで受け取る電磁的交付が可能になります。クーリング・オフの通知もメールで可能になります。インターネットやスマートフォンの普及により、消費者にとって便利になるように映りますが、契約書が電子交付されれば、詳細を見落とししたり、家族による確認が難しくなりがちです。国会でも論議を呼び、実施の詳細は消費者庁が設置する検討会議で固めることになったため、電子化条項だけは2年以内の施行となりました。

9月は防災月間 避難情報変更 避難指示（警戒レベル4）は「必ず避難」

9月は防災月間です。例年9月の北海道は、台風が接近、上陸しやすい時期です。大雨による河川の氾濫や土砂災害から身を守るためにも最新の避難情報に注意し、備蓄品なども確認しておきましょう。

5月に災害対策基本法が改正され、新たに「避難情報に関するガイドライン」が定められました。気象庁による警戒レベル1、2の注意報は変わりませんが、自治体が出す警戒レベル3は「高齢者等避難」となり、避難に時間のかかる高齢者や障害者は危険な場所からいち早く避難が求められます。これまでの「避難勧告」は廃止され、警戒レベル4「避難指示」で「危険な場所から全員避難」となりました。警戒レベル5は「緊急安全確保」で、災害が発生または切迫している状況に発令されるので安全に避難できないことが想定され、警戒レベル4の「避難指示」までに避難

する必要があります。

道内では3年前の9月に起きた胆振東部地震が記憶に新しいところでしょう。大規模な土砂災害とともに停電が起き、全道がブラックアウト（全域停電）に見舞われました。9月の北海道は、台風に加えて大雨も多く、河川増水による浸水や土砂災害がたびたび発生しています。最新の避難情報を確認しておきましょう。

このほか、自宅にある備蓄品、特に食品は賞味期限などを確認し、期限が切れている場合は買い換えておきましょう。自治体が配布するハザードマップを参考に、避難場所や安全な避難経路を家族で確認しておきましょう。



自宅売却トラブルに注意

国民生活センターは、全国で相談が相次ぐ高齢者の自宅売却トラブルについて注意を呼びかけています。

国民生活センターによると、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができる」といわれ契約したが、解約したい」といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

所有する自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフ制度は適用されません。契約内容をよく理解せず、安易に売却の契約をしてしまうと、住む場所を失い、売却後の生活に大きな支障が生じる可能性があります。

不動産取引は手続きが煩雑ですが、よくわ



からないまま契約せず、必ず家族など信頼できる人に相談し、一人で対応しないように

しましょう。不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

9月26日に親子体験学習講座

道立消費生活センターは、9月26日に当センターで実施する親子体験学習講座「はじめてのSDGs 海が大変！海の生き物会議」の参加者を募集しています。

当日は、JICA 北海道センタースタッフが講師を務め、参加者全員で海洋プラスチック問題について考えるロールプレイングを行います。クジラやカメ、クラゲなど海の生き物になって用意された台本を読み上げ、海の生き物がどんなことに困っているのか、自分たちには何ができるのかを考えます。また、エシカル消費、フェアトレードについても学びます。

時間は午後1～3時。参加費無料。

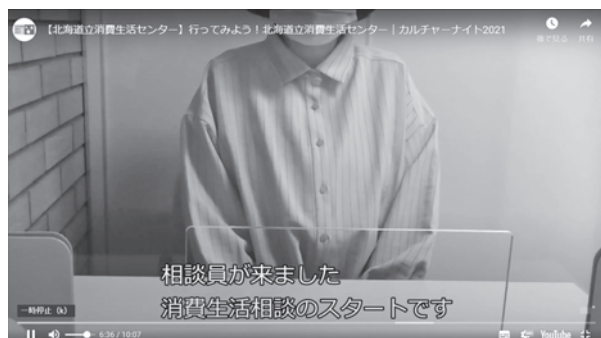
申し込みは、当センター教育啓発G（電話011-221-0110）。

今年もカルチャーナイト開催 センター内を動画で紹介

道立消費生活センターは7月16～20日にオンラインで開催された「カルチャーナイト2021」に参加しました。昨年に引き続きオンライン開催となり、YouTubeの公式チャンネルにアップした動画は、見学者目線でセンター内をめぐる内容で、より詳しくセンター機能を紹介しました。

今回制作した動画（9分46秒）は、センターの入り口からスタートし、精密テスト機器がそろったテスト室のほか、展示ホール、消費生活相談室、くらしの広場を紹介しています。初めて登場した消費生活相談室は、センターに来所した際、どのような場所で相談するかを再現しました。

たくさんの方にご視聴いただきありがとうございました。



くらしのセミナー オンラインで開催中

道立消費生活センターは、6月16日（第2回）と7月7日（第3回）にくらしのセミナーを開催しました。

2回目は、（一社）北海道医療ソーシャルワーカー協会事務局長の岡村紀宏氏が「もしも、の時に備える～人生会議を考えてみよう～」と題し、終末期を「人生の最終段階」とし、その時期における医療・ケアをどうするかを本人、家族、医療・ケアチームで繰り返して話し合っていく「人生会議」について紹介しました。

病気によっては家族とこれからの生活を話し合うことができる場合もありますが、慢性

疾患の悪化を繰り返したり、脳卒中や心筋梗塞など意思決定ができないこともあります。このため、もしもの時を自分なりにイメージし、延命治療などに関する要望をノートに記載し、家族などに伝えておくことを推奨しました。



3回目は、道保健福祉部健康安全局食品衛生課専門員の木道淳一氏が「食品の安全～HACCPと食品衛生法改正から～」をテーマに講演しました。今年6月に食品の衛生管理に関するHACCP（ハサップ）制度が完全実施されたことについて解説しました。併せて、家庭でもできるHACCPのポイントとして、食品購入時に鮮度、表示、保存温度に注意すること、家庭では持ち帰ったらすぐに冷蔵庫に入れること、調理前の手洗い、食品の十分な加熱などのポイントを解説し、HACCPを通じた食中毒予防を呼びかけました。

くらしのセミナー申し込み受け付け

道立消費生活センターは10月6日に行う第5回くらしのセミナーの申し込みを9月21日から受け付けます。講師は、北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課の職員で、テーマは「スマートフォンを安心して利用するために～知っておきたい注意点とは～」です。

問い合わせは、当センター教育啓発グループへ（電話011-221-0110）。

9月17日に創立60周年記念北海道 消費者大会をオンラインで開催

北海道消費者協会は創立60周年記念北海道消費者大会を9月17日に開催（オンライン）します。大会テーマは「60周年記念 SDGsと私たちにできること」です。

17日は、収録した基調講演を事前視聴してもらった上で、オンラインによるパネルディスカッションに参加してもらいます。大会全体を録画したものは後日、ホームページで公開しますが、17日の視聴を希望の方は、道協会総務・組織連携G（電話011-221-4217）にご連絡ください。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ^{いやや いや} ☎188（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

転売ビジネスの情報商材を契約

強引に勧誘されたので解約したい

Q 20日前に動画サイトで「ネットで簡単に儲かる副業」との広告を見て、公式サイトで個人情報などを登録した。オンライン会議ツールを使って「中国から商品を輸入してフリマアプリで転売するビジネス」についてのセミナーがあり、その後、担当者から詳しいやり方や料金の説明があった。「家族と相談したい」と伝えたが、「サービス価格なのですぐ決めてほしい、頑張った分だけ成果が出る」などと5時間にわたりしつこく勧誘され、深夜

2時になっていたこともあり、断り切れず契約した。契約書面は電子メールで送られてきて、代金40万円はクレジットカード

一括払いにした。しかし転売のやり方は、フリマアプリの規約に抵触する内容だと思うし、難しくて儲かるとは思えないので解約したい。（40代 男性）



A インターネットの通信販売等で副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことを「情報商材」といいます。広告等をきっかけに簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。

この事例のように、オンライン会議ツールを使って勧誘を受けて契約した場合は、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられます。この場合、事業者は法律で定められた内容を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。なお、契約書面の交付方法として電子メールでの送信は現在は法律上認められていません。

相談者には、事業者が確実に収入が得られるような説明をしたり、長時間にわたり執拗に勧誘していることは問題があると考えられることを伝えました。また、法律で認められた方法で契約書面を渡していないことから書

面不交付と考えられるため、クーリング・オフ通知を送付するよう助言するとともに、クレジットカード会社にも契約の経緯をまとめた書面等を送付するよう伝えました。

センターから事業者に連絡し、クーリング・オフをすること、勧誘方法に問題があることなどを伝えたところ、全面解約に応じると回答がありました。クレジットカード会社にその旨を連絡し、相談を終了しました。

簡単に儲かる話はありません！

今回の事例のような「転売ビジネス」をめぐるトラブルや、「アフィリエイト（成果報酬型）の情報商材の契約をしたが、事業者と連絡が取れない」「SNSで知り合った人に勧められて暗号資産（仮想通貨）の投資をしたが返金してほしい」などのトラブルが相次いでいます。

事業者の言うとおりにすれば簡単にお金が稼げるなどという話はありません。契約する前に十分注意しましょう。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

商品
テスト

ビタミンC量の表示がある飴



ビタミンCは皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素として知られておりレモンなどかんきつ類に多く含まれています。また、清涼飲料水や菓子など加工食品でもビタミンCを加えた商品が販売されています。そこで表示通りのビタミンCが含まれているのかビタミンC量の表示がある飴をテストしました。

テ ス ト 品

- ビタミンC量の表示がある飴
10銘柄18点（No.1～18）

テ ス ト 結 果

- 1粒あたりのビタミンC量は、最小が11mg（No.1）、最大が175mg（No.18）、平均が44mgでした。最小と最大で約16倍の差がありました。表示値と比べると-8～25%で、ビタミンCを表示する際の許容差の範囲（-20～80%）を満たしていました。
- 1粒あたりの重量は、最小が3.4g（No.15、16）、最大が5.1g（No.7）、平均が4.3gでした。

ビタミンC量 (mg/粒)

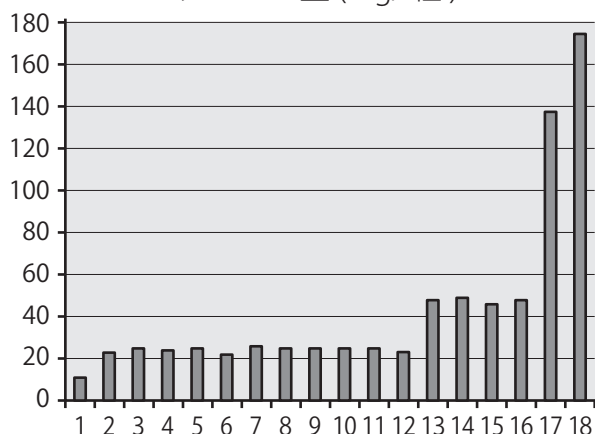


表 示

- 「1粒にレモン1個分のビタミンC配合」などの表示が、6銘柄13点（No.2～12、17、18）にありました。ビタミンC量をレモンの個数換算した表示については以前、農林水産省のガイドラインで20mg/レモン1個という基準がありましたが、現在、国で基準や規格、ガイドラインはありません。
- ビタミンCの栄養機能食品の表示が4銘柄5点（No.1、13～16）にありました。栄養機能食品は、ビタミン、ミネラルなどの栄養成分が不足しがちな場合、その補給のために利用できる食品です。国への許可申請や届出の必要はありませんが、一日摂取目安量に含まれる栄養成分量が、国が定めた下限・上限値の基準（ビタミンC下限値30mg、上限値1000mg）に適合していることが必要となります。5点とも満たしていました。栄養機能食品は、多量摂取により、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスが重要です。日頃からバランスの良い食事を心掛けましょう。
- 「糖類0」、「ノンシュガー」の表示が3銘柄

テスト結果

No.	商品名		製造者等	重量 (g/粒)	ビタミンC量	
					測定値	表示値
					(mg/粒)	(mg/粒)
1	塩レモンキャンディ		アサヒグループ食品(株)	3.6	11	10
2	ノンシュガー 果実のど飴	巨峰 味	カンロ(株)	4.4	23	20
3		レモン 味		4.4	25	
4		いちご 味		4.4	24	
5		青りんご 味		4.4	25	
6	はちみつレモンC のど飴		カンロ(株)	4.2	22	20
7	フルーツ のど飴	ピーチ 味	カバヤ 食品(株)	5.1	26	26.5
8		オレンジ 味		5.0	25	26.5
9		レモン 味		4.9	25	26.5
10		青りんご 味		5.0	25	25
11		グレープ 味		5.0	25	27

No.	商品名		製造者等	重量 (g/粒)	ビタミンC量	
					測定値	表示値
					(mg/粒)	(mg/粒)
12	レモンスカッシュ		(株)不二家	4.1	23	20
13	濃ーいみかん		アサヒグループ食品(株)	4.1	48	40
14	濃ーい苺		アサヒグループ食品(株)	4.0	49	40
15	ゴールド＆グリーン キウイ キャンディー	ゴールド キウイ味	ライオン菓子(株)	3.4	46	50
16		グリーン キウイ味		3.4	48	
17	ノンシュガー VC-3000のど飴		ノーベル製菓(株)	3.9	138	140
18	ノンシュガー シーズケースのど飴 EX		アサヒグループ食品(株)	4.0	175	182
最小				3.4	11	
最大				5.1	175	
平均				4.3	44	

◎ 1袋に複数の味の飴がある場合、各味を1点としてテストしました。

柄6点（No.2～5、17、18）にありました。ノンシュガーなど糖類を含まない旨の表示をする場合、糖類は100gあたり0.5g未満でなければなりません。6点とも基準を満たしていました。



ま と め

● ビタミンC量は測定値と表示値で大きな差はなく、含有量を表示する際の許容差の範囲（-20～80%）を満たしていました。また1粒あたりのビタミンC量は11～175mgで銘柄により差がありました。

センター展示コーナーリニューアル

道立消費生活センター1階の展示コーナーをリニューアルしました。展示物を入れ替えたほか、レイアウトも変更し、開放感のあるコーナーに変わりました。

来年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることで、これまで未成年だった18歳、19歳の若者の責任がどう変わるのか、また、若

者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例などをパネルやリーフレットで紹介しています。



このほか、新たに実施した試買テストのうち、電気ケトル、非接触型体温計などの商品と結果などを展示しています。

センターご利用の際は 新型コロナ感染防止対策にご理解を

道立消費生活センターは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じています。見学を含めた入館者には、以下のとおり、検温、マスク着用や連絡先の記入などをお願いしています。休館の場合もありますので、来館の際は事前に電話もしくはホームページ等でご確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

- ①出入り口などに手指消毒用アルコールを設置していますのでご利用ください。
- ②各受付で必ず検温を行います。37.5度以上の発熱、もしくは平熱+1度以上の超過が認められた場合は入館をお控えください。
- ③マスクの着用をお願いします。お持ちでない方は、職員にお申し出ください。
- ④新型コロナウイルス感染が発生した場合、その事実を皆様にお伝えすることに備えて、入館される方の連絡先（氏名、住所、電話番号）を所定の用紙へご記入いただきます。
- ⑤「北海道コロナ通知システム」を導入しています。入館の際にQRコードからメールアドレスを登録していただくと、同じ日に当センター利用者の中から感染者が確認された場合に北海道からメールでお知らせします。

問い合わせは当センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索

